

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年2月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 8件

厚生年金保険関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600440号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600188号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月1日から平成26年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月から平成25年12月までの標準報酬月額については、20万円を24万円とする。

平成24年6月から平成25年12月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月から平成25年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年11月26日から平成24年2月1日まで
② 平成24年2月1日から平成26年1月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、被保険者記録が無い。給料支払明細書により、請求期間①においてA社に勤務していたことが分かるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が、給料支払明細書に記載されている実際の給与月額及び厚生年金保険料控除額より低い額である。実際の給与月額及び厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②のうち、平成24年6月1日から平成26年1月1日までの期間については、A社から提出された給与台帳及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成24年6月から平成25年12月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳及び給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の標準報酬月額を改定又は決定するに当たっての算定の基礎となる請求者の報酬月額を 20 万円から 24 万円に訂正する旨の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同被保険者報酬月額算定基礎届を、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 8 月 22 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成 24 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、A 社から提出された給与台帳及び請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間①については、A 社から提出された給与台帳、給料支払明細書（控）及び出勤簿並びに同社の事業主の回答及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、請求期間①において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、年金事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届及びオンライン記録により、同社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 24 年 2 月 1 日であり、請求期間①において同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金特例法では、年金記録を訂正するに当たっては、被保険者の負担すべき厚生年金保険料を事業主が源泉控除した事実があることを前提としているところ、前述の給与台帳及び給料支払明細書により、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600516号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600189号

第1 結論

請求者のA社における平成26年3月26日の標準賞与額を12万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年3月26日

A社から育児休業期間中の請求期間に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成26年2月16日から同年12月20日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書における賞与支給額から12万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600517号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600190号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成23年7月8日は23万円、平成23年12月9日は24万円、平成24年3月28日は7万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月8日
② 平成23年12月9日
③ 平成24年3月28日

A社から育児休業期間中の請求期間①、②及び③に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成23年1月7日から平成24年4月10日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、前述の賞与明細書における賞与支給額から、請求期間①は23万円、請求期間②は24万円、請求期間③は7万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600518号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600191号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成24年3月28日は7万1,000円、平成24年7月10日は25万円、平成24年12月10日は18万円、平成25年3月27日は7万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年3月28日
② 平成24年7月10日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年3月27日

A社から育児休業期間中の請求期間①から④までの各期間に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①から④までの各期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成24年3月18日から平成25年4月21日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、前述の賞与明細書における賞与支給額から、請求期間①は7万1,000円、請求期間②は25万円、請求期間③は18万円、請求期間④は7万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600519号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600192号

第1 結論

請求者のA社における平成26年3月26日の標準賞与額を10万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年3月26日

A社から育児休業期間中の請求期間に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成26年2月21日から同年12月25日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書における賞与支給額から10万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600520号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600193号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成24年12月10日は26万2,000円、平成25年3月27日は7万5,000円、平成25年7月10日は23万円、平成25年12月10日は24万円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月10日
② 平成25年3月27日
③ 平成25年7月10日
④ 平成25年12月10日

A社から育児休業期間中の請求期間①から④までの各期間に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①から④までの各期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成24年10月31日から平成26年3月3日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、前述の賞与明細書における賞与支給額から、請求期間①は26万2,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は23万円、請求期間④は24万円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600521号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600194号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年12月10日は30万5,000円、平成26年3月26日は3万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月10日
② 平成26年3月26日

A社から育児休業期間中の請求期間①及び②に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成25年10月8日から平成26年8月11日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、前述の賞与明細書における賞与支給額から、請求期間①は30万5,000円、請求期間②は3万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600522号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600195号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成23年12月9日は17万円、平成24年3月28日は5万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年3月28日

A社から育児休業期間中の請求期間①及び②に支給された賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が請求期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年10月28日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届け出されたとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成23年9月26日から平成24年7月30日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、前述の賞与明細書における賞与支給額から、請求期間①は17万円、請求期間②は5万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600356号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600061号

第1 結論

昭和45年4月から昭和54年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和54年4月まで

国民年金の加入手続については、具体的に覚えていないが、A県B市に住んでいたときに、友人から「国民年金に加入している。」と聞いたことをきっかけに、自宅近くにあった市役所の支所において手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、C銀行(現在は、D銀行)E支店の夫名義の預金口座から、口座振替により納付したと思う。

請求期間について、全ての国民年金保険料を納付したのではないかもしれないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「国民年金の加入手続については具体的に覚えていないが、B市において、口座振替により国民年金保険料を納付した。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が住所地の市町村において払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る住所地及び任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者がB市の次に居住したA県F市において、昭和54年6月に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びF市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和54年6月27日に国民年金被保険者資格を取得しており、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に記載された日付と一致している上、同日前に国民年金被保険者記録の記載は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にB市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を口座振替により納付した旨陳述しているが、B市の広報誌(昭和58年11月1日版)を見ると、同市において国民年金保険料の口座振替納付が可能となったのは、昭和59年4月からであることが掲載されており、このことも請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600436号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600062号

第1 結論

昭和57年10月から昭和58年1月までの請求期間、平成8年7月及び平成13年4月から平成15年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年10月から昭和58年1月まで
② 平成8年7月
③ 平成13年4月から平成15年2月まで

請求期間①及び②について、いずれも会社を退職したので、すぐにA県B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を同区役所において納付した。

また、請求期間③について、平成13年4月に夫が会社を退職したので、B市C区役所において、夫が私の国民年金被保険者種別の変更手続を行ってくれた。国民年金保険料は、夫が病気になり生活が苦しかったので、しばらく納付することができなかったが、同区役所において、同年10月頃に10万円ぐらを一括納付し、その後は、毎月納付した。

請求期間①、②及び③に係る領収証書を保管していないが、当該期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書を用いて納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「昭和57年10月に会社を退職したので、すぐにB市C区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、請求者に係る国民年金手帳及びB市C区の国民年金被保険者名簿によると、昭和55年6月5日に国民年金被保険者資格を喪失し、平成6年5月16日に同資格を再取得したことは記載されているものの、請求期間①に係る国民年金の加入記録は見当たらず、このことは、当該期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①は、前述のとおり国民年金の未加入期間であることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の国民年金手帳に印字された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間①にB市C区において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②について、請求者は、「平成8年7月に会社を退職したので、すぐにB市C区役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間②の国民年金保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、請求者に係るB市C区の国民年金被保険者名簿によると、請求期間②に係る平成8年7月9日付け国民年金被保険者資格の再取得届は、当該期間前の平成7年2月6日付け第3号被保険者資格の喪失届及び当該期間後の平成8年8月5日付け同種別変更届とともに、平成9年3月25日に受け付けされた旨の記載が確認できることから、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の届出日（平成9年3月25日）からすると、請求期間②の国民年金保険料は、同日以降に納付が可能となるが、当該時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、当該期間に係る収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

請求期間③について、請求者は、全ての国民年金保険料をB市C区役所において納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間③には、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間が含まれており、同年4月以降は、国民年金保険料を市区町村で納付することができないことから、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間③は、請求期間②と同じく平成9年1月以降の期間であり、23か月と複数月に及ぶ収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600512号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600063号

第1 結論

昭和61年2月から同年4月までの請求期間及び同年5月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年2月から同年4月まで
② 昭和61年5月から昭和62年3月まで

国民年金の加入について、私が20歳になった昭和61年*月に、母がA県B市役所の窓口において加入手続を行ってくれた。

請求期間①の国民年金保険料は、母が、昭和61年4月にB市役所の窓口で納付してくれた。また、請求期間②の国民年金保険料は、母が、同市C地区の自宅に定期的に集金に来ていた地域の方に納付し、同年11月に同市D地区へ転居後は、金融機関の窓口で納付してくれた。

母が記帳していた昭和61年の家計簿を見ると、同年4月3日の摘要欄に年金、支出明細欄に2万220円の記載があり、当該記載は、請求期間①の国民年金保険料を市役所窓口で納付したものであると、母から聞いており、請求期間②の国民年金保険料も母がきちんと納付してくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②について、請求者の母は、「私が、昭和61年*月にB市役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は、同年4月に同市役所の窓口で納付した。請求期間②の国民年金保険料については、同市C地区に居住の間は集金人に納付し、同年11月に同市D地区に転居後は金融機関の窓口で納付した。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、B市の年金手帳に係る番号簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月に同市において払い出されており、同番号前後の被保険者の国民年金保険料納付日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたものと推認でき、このことは、昭和61年*月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の母の陳述と符合しない。

また、請求期間①について、請求者から提出された昭和61年1月から同年12月までの家計簿の写し(以下「昭和61年家計簿」という。)を見ると、同年4月3日の欄に「年金」及び「20220」の記載があり、請求者の母は、当該記載は請求期間①の国民年金保険料を納付したことを示すものである旨陳述しているが、当該期間の国民年金保険料月額は、同年2月及び同年3月は6,740円、同年4月は7,100円で、合計額は2万580円であることから、昭和61年家計簿に記載の金額とは一致しない。なお、昭和61年家計簿に記載の2万220円について、B市の昭和60年度国民年金保険料検認一覧表によると、請求者の母は昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月に納付しており、当該保険料額は昭和61年家計簿に記載の金額と

一致する。

さらに、請求者の母は、「請求期間①の国民年金保険料をB市役所の窓口において納付し、請求期間②の一部の国民年金保険料を集金人に納付した。」旨陳述しているが、請求者に係る国民年金の加入時点（昭和62年11月頃）において、請求期間①及び②の国民年金保険料は過年度保険料（国庫金）となるところ、B市は、「市役所で取り扱うのは現年度保険料のみであり、過年度保険料を預かることは無かった。また、納入組織（自治会、婦人会等）の集金人が過年度保険料を預かることは無かった。」旨回答しており、このことも請求者の母の陳述とは符合しない。

加えて、請求者は、昭和63年8月10日に発行された、昭和61年7月から昭和62年3月までの国民年金過年度保険料に係る納付書のうち、領収証書ではなく領収済通知書のみを所持しているところ、過年度保険料の納付書は、納付書・領収証書、領収済通知書及び領収控の3部で作成され、国民年金保険料が金融機関等において納付された場合には、納付者には納付書・領収証書が交付され、領収済通知書は、納付先から管轄社会保険事務所（当時）に送付されることになることから、請求者が領収済通知書を所持していることは、当該期間の国民年金保険料が納付されていないことを示す上、当該納付書が発行された昭和63年8月10日の時点において、請求期間②の大半の国民年金保険料が未納であったものと考えられる。

このほか、請求者の母が陳述するとおり、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号が必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、請求者の母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600434号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600186号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年5月21日から平成11年5月21日まで

A社において、雇用保険の加入記録がある平成9年5月21日から平成11年5月20日までの期間、B業務をしていたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A社における平成9年分、平成10年分及び平成11年分の給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された平成9年分、平成10年分及び平成11年分の源泉徴収票並びにA社の元従業員の陳述から、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は平成14年3月31日に解散し平成19年12月8日に清算終了している上、同社の代表取締役かつ清算人であった者から回答が得られないところ、同人の妻が、「主人は高齢であり、請求期間当時のことは覚えていない。請求期間当時の資料、書類等は既に廃棄処理されている。」旨回答していることから、請求者の請求期間に係る雇用形態及び厚生年金保険料の控除を事業所に確認することができない。

また、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会し14人から回答を得たところ、このうち、同社で経理及び社会保険事務を担当していたとする二人は、「請求者の採用条件を知らないが、A社では、パートやアルバイトでも雇用保険には加入させていたと思う。」「請求者はパートかアルバイトであったと思う。パートやアルバイトは社会保険に加入していなかったと記憶している。」旨それぞれ回答及び陳述しているほか、請求者が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答等は得られず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除に係る周辺事情も確認することができない。

さらに、請求期間のうち平成11年1月1日から同年5月21日までの期間について、平成11年分の源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額が、同源泉徴収票に記されている給与等の支払金額に対する雇用保険料の額にほぼ一致していることから、請求者が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、請求期間のうち平成9年5月21日から平成11年1月1日までの期間について、平成9年分及び平成10年分の源泉徴収票を見ると、当該各年において年末調整がされていることがうかがえるところ、請求者の請求期間当時の住所地であるC市の回答によると、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入しており、当該各年の源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額には、年末調整時において申告された国民健康保険料が含まれている可能性を否

定できず、当該社会保険料等の金額に厚生年金保険料が含まれているか否かを確認することができない上、前述の経理及び社会保険事務担当者の回答等を踏まえると、請求者が、請求期間のうち平成9年5月21日から平成11年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600400号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600187号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月5日から昭和63年12月30日まで

厚生年金保険の記録では、C市D地区に所在したA社に勤務した期間に係る被保険者記録がない。

A社ではアルバイトとして勤務していたが、一般社員と同様の勤務日数及び勤務時間であったので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社本社の担当者及び請求期間当時に請求者の上司であったとする者の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者がC市D地区に所在した同社B支店に勤務していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社B支店が名称変更した同社E支店から提出された、請求期間に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る資格取得年月日等が記録されている資料には、請求者に係る記録が見当たらない上、同社本社及び同社E支店の担当者は、「B支店の資料に請求者の記録がないので、請求者は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」旨陳述している。

また、前述の請求者の上司であったとする者は、「私は、営業部だったので、請求者の採用条件や厚生年金保険料控除については分からない。」旨陳述している。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるF市は、「市民税の課税資料は過去7年分しか保存していないため、請求期間当時の資料は保存していない。」旨回答しており、課税資料から、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除をうかがうこともできない。

加えて、企業年金連合会に照会したが、請求者のA社における加入記録は確認できなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600441号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600007号

第1 結論

昭和37年3月19日から昭和42年1月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月19日から昭和42年1月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間と記録されている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の夫及びその父母の国民年金手帳記号番号と連番で、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年1月21日から約11か月後の同年12月18日に払い出されているところ、当該国民年金の加入手続時期は、請求期間に係る脱退手当金の支給日(昭和42年12月5日)の属する月と同月の同年12月頃であったことが推認できる。

しかしながら、請求者に係る国民年金の資格取得年月日は、本来、前述のA社における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和42年1月21日となるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿には、いずれも、請求者の20歳到達日である昭和41年*月*日が資格取得年月日として記録されており、当該国民年金の被保険者期間が請求期間の一部と重複していることを踏まえると、請求者が、当該国民年金の加入時において、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認識していたとは考え難い。

また、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額について、計算上の誤りは無く、ほかに請求者に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。